



環 評 審 第 4 号
平成23年5月2日

沖縄県知事
仲 井 眞 弘 多 殿

沖縄県環境影響評価審査会
会 長 宮 城 邦 治



伊平屋空港整備事業に係る環境影響評価書の審査について（答申）

平成23年4月25日付け沖縄県諮問環第1号で諮問のあったみだしのことについて、別添のとおり答申します。

伊平屋空港整備事業に係る環境影響評価書について（答申）

伊平屋空港整備事業（以下「本事業」という。）は、伊平屋・伊是名地域における生活利便性の向上と観光及び産業振興を目的としているが、一部埋立を伴う本事業実施区域の周辺の沿岸域は、「自然環境の保全に関する指針[沖縄島周辺諸島及び大東諸島編]」（平成12年、沖縄県）において、主にランクⅠ（自然環境の厳正な保護を図る区域）と評価されており、周辺にはウミガメ類の産卵地となる砂浜が分布しているなど、豊かな自然環境を形成している地域である。

また、本事業の埋立区域及びその周辺の海域（野甫島西の浜前の水路となっている礁池）には、枝状コモンサンゴ属や準塊状シコロサンゴ属等の種が被度50%以上で分布しており、「沖縄のサンゴ礁[沖縄県の重要なサンゴ礁海域]2006年3月（沖縄県）」において、伊平屋村内で唯一の重要サンゴ群集に選定されている。

事業者においては、本事業に係る環境影響評価準備書（以下「準備書」という。）に対する知事意見を勘案し、環境影響評価書（以下「評価書」という。）において内容を修正しているが、一部その対応に十分ではない点が見受けられる。特に、準備書に対する知事意見のとおり、埋立は現況の自然への回復が困難であり不可逆性が高いこと、また、本事業は、前述の重要サンゴ群集を全て消失させることになるものであること、さらには、これらの自然環境を消失・改変することは、伊平屋空港建設後の観光産業に対しても大きな損失を伴うと考えられることから、埋立については再考させる必要がある。

以上を踏まえた上で、就航機材の変更や運行制限等による滑走路長の短縮及び滑走路の位置の変更等を再度検討させ、本計画における埋立を回避させること。

なお、補正評価書の作成に当たっては、下記の事項について留意して、予測及び評価の結果並びに環境保全措置及び事後調査の内容について修正させること。

記

【全体的事項】

1 事業計画について

- (1) 赤土等流出防止計画について、赤土等流出防止対策技術指針（案）で示されている「ろ過・沈殿方式」に基づき施設規模を算出しているが、浸透池の施設規模算出式に基づいて算出させること。
- (2) 埋立回避のための滑走路長の検討において、「DHC-6 とドルニエ 228 は既に生産が中止」としているが、DHC-6 については Viking Air 社において Series 400 が販売

されており、また、ドルニエ 228 については Hindustan Aeronautics Limited 社及び RUAG 社において生産されていることから、当該航空機材の生産状況について確認させ、航空機材の変更を再度検討させること。

- (3) 需要予測については、昨今の経済状況等を勘案すると、その精度は不確実性が高いと考えられることから、需要予測を大幅に下回った際の対応策についても議論しておく必要がある。

以上を踏まえ、類似する他航路の需要予測と旅客実績等との推移を再度分析させた上で、需要予測を大幅に下回った際の対応策について、1 (2) に述べた小型機の利用も視野に入れ、便数の増加による利用促進策を図る等、具体的に記載させること。

- (4) 本事業計画の実施により失われる自然環境の価値については、動植物など個々の項目に係る価値だけでなく、埋立予定区域及び野甫島西側離れ小島を含めた自然環境全体の価値についても記載させること。

- (5) 国、県又は関係する市町村が実施する環境の保全に関する施策との整合性に係る評価については、「施策との整合性は図られていると評価」としているが、「自然環境の保全に関する指針 [沖縄島周辺諸島及び大東諸島編]」（平成 12 年、沖縄県）において、主にランク I（自然環境の厳正な保護を図る区域）と評価されている沿岸部及び「沖縄のサンゴ礁 [沖縄県の重要なサンゴ礁海域] 2006 年 3 月（沖縄県）」において、重要サンゴ群集に指定されたサンゴ群集を改変する本計画においては、施策との整合性が図られているとの評価は適切でないと考えられる。

以上を踏まえ、国、県又は関係する市町村が実施する環境の保全に関する施策との整合性を図るため、就航機材の変更や運行制限等による滑走路長の短縮及び滑走路の位置の変更等を再度検討させ、本計画における埋立を回避させること。

【個別事項】

2 地形・地質について

埋立地近傍以外の野甫島の海浜の変化について、波浪の向きの出現頻度から予測を行っているが、波浪に起因する海浜流を考慮しておらず、その予測の不確実性の程度は大きいと考えられることから適切な保全対策を実施させること。

3 陸域生物について

(1) 陸域生物（植物）について

野甫島西側離れ小島については、オウゴンソテツ 9 個体及びソテツ群落を確認されており、当該小島は事業の実施により直接改変の影響を受けることから、事業者においては、環境保全措置としてオウゴンソテツ及びソテツ群落の一部を移植するとしている。

しかし、当該オウゴンソテツを含むソテツ群落は、沖縄諸島では希少な野生個体群の可能性が高く、当該オウゴンソテツの移植及びソテツ群落の一部消失により、その学術的価値が下がることも懸念される。

以上のことから、オウゴンソテツ及びソテツ群落に対する影響を回避するため、就航機材の変更や運行制限等による滑走路長の短縮及び滑走路の位置の変更等を再度検討させること。

(2) 陸域生物（動物）について

ア 工事の実施により生息環境の縮小の影響があると予測された種のうち、主に鳥類については、「それらの種の餌生物に対する保全措置を実施することによって、間接的に影響を低減することとします」としているが、「餌生物に対する保全措置」の内容が記載されていないことから、当該保全措置の内容について具体的に記載させること。

また、当該保全措置は不確実性を伴うと考えられることから、当該保全措置に対する事後調査を検討させること。

イ 施設等の存在及び供用に係る生息環境の縮小・消失による影響について

(ア) 影響を受けると予測された 39 種の動物のうち 10 種の動物について、評価において「影響はほとんどないと予測された」としていることから、当該環境影響について再度整理させ、整合を図らせること。

また、影響を受けると予測された 39 種の動物のうち、環境保全措置の対象としていない種への対応が明記されていないことから、これらの種に対し適切な環境保全措置を実施させ、必要に応じて事後調査を実施させること。

(イ) 影響を受けると予測された 39 種の動物のうち 20 種の動物に対する環境保全措置として、「工事の影響が及ばない類似した環境などに移動」としているが、同措置は「工事」の影響に対する環境保全措置であることから、「施設等の存在及び供用」に係る影響に対する適切な環境保全措置を実施させ、必要に応じて事後調査を実施させること。

ウ オリオオコウモリに対する施設等の存在及び供用に係る生息環境の縮小・消失による影響について、同種は現況調査において秋季調査でのみ確認されており、野甫島における滞在は一時的であることから、影響はほとんどないとしている。

しかし、オリオオコウモリは現況調査時に野甫島において交尾が確認されていること、また、生息場所が樹林であること、さらには、工事の施工期とは違い、飛行場の存在は長期に渡ることから、オリオオコウモリに対する施設等の存在及び供用に係る生息環境の縮小・消失による影響について、再度予測・評価させること。

また、その結果、オリオオコウモリに対する施設等の存在及び供用に係る生息環境の縮小・消失による影響があると判断された場合は、適切な環境保全措置を実施させ、必要に応じて事後調査を実施させること。

4 海域生物について

本事業計画は、埋立により「沖縄のサンゴ礁 [沖縄県の重要なサンゴ礁海域]2006年3月(沖縄県)」において選定されている野甫島の重要サンゴ群集の全て及びガラモ場の一部が消失する計画となっており、事業者においては、これらの影響に対する環境保全措置として、埋立により消失するサンゴ及びガラモ場の移植を検討している。

しかし、サンゴについては移植の効果の不確実性が高く、ガラモ場を形成するホンダワラ類については確立された移植手法がないため、移植したサンゴ及び藻場に影響が生じるおそれも否定できず、また、移植先とされる地点の環境調査も十分にされて

いないことから、移植先において新たな環境影響を及ぼすことも懸念される。

以上を踏まえ、サンゴ及びガラモ場に対する影響を回避するため、就航機材の変更や運行制限等による滑走路長の短縮及び滑走路の位置の変更等を再度検討させ、本計画における埋立を回避させること。

5 海域生態系について

海域生態系に係る事後調査については、工事区域周辺の海域にも調査地点を追加させること。

【その他】

6 本評価書においては、誤字や適当でない表現等が散見されることから、補正評価書の作成に当たっては、十分注意させること。